

## 株式会社むっちゃん方 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、つぎのように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成31年3月1日～平成36年2月28日

### 2、内容

目標1・年次有給休暇の取得日数を常用労働者については1人当たり

平均年間7日以上とする。（働き方改革法遵守）

短時間労働者については、1人当たり平均年間5日以上とする。

「働き方改革法遵守」

「対策」

○平成31年3月1日～ 法に基づく制度の説明

○平成31年4月1日～ 法制度に関する文書の作成・掲示での啓蒙

「年次有給休暇取得に関する規程」作成